

## 被災された皆さまへのお見舞いと 災害復興に向けて

このたびの7月16日の降雨は、私どもがかつて経験したことのない未曾有のゲリラ的集中豪雨であり、庄原市に想像を絶する被害をもたらしました。

この豪雨災害により、1名の尊い命が奪われ、家屋被害は60棟以上におよび、田畑や山林、道路や水道・電気等のライフラインなど、あらゆるものに甚大な被害が発生し、平穏な生活が一瞬のうちに破壊されてしまいました。

お亡くなりになられました方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、お一人おひとりに思うような対応ができず、申し訳なく思っておりますが、被災された皆さまの生活支援を第一に、全職員が一丸となって復旧対策に取り組んでおります。

この災害は、市単独での対応力をはるかに超えており、自衛隊や警察、消防、消防団、国や県の職員の方、企業や団体、そしてボランティアの皆さまに連日救援に駆け付けていただき、行方不明の方の捜索やライフラインの復旧、家屋や周辺の片付けなどに献身的な対応をいただきました。誠にありがたく感謝に絶えません。

被災された方々も多くの支援を力に、助け合い、支え合いながら必死に頑張っていたいておりますことに心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

今後もあらゆるご支援をいただきながら、被災された皆さまが一日も早くこれまでどおりの生活が取り戻せるよう、市としてできる限りの支援を行い、現地の復興と再び災害が起きることのないよう全力を上げて取り組んでまいります。

災害に遭われました地域を、以前にも増して美しく、安全で住み良い地域として復興するために、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、市民の方々はもとより、全国からの励ましのお言葉、たくさんの方の義援金や数々の支援活動をいただいておりますことに心から感謝し、今後とも更なる温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年7月 庄原市長 滝口 季彦

## 被災された 皆さまへの支援制度を まとめました。

すべてを記載することができませんので、詳しくは担当課もしくは関係機関にご相談ください。

※未確定のもの、検討中のものが含まれていますのでご注意ください。

けた世帯に対して、市から支援金を支給します。

### ●基礎支援給付金

全壊100万円 大規模半壊50万円

●加算支援給付金(再建方法に応じて支給) 建設・購入200万円 補修100万円 賃貸(公営住宅以外)50万円

※一人世帯の場合は、いずれも右記支給額の4分の3の支給額となります。

●申請期間 災害発生から13月以内

●申請・問い合わせ先 社会福祉課

☎0824・73・1210

### ●寝具・生活必需品の提供

被災により、寝具などを喪失された方には、基準の範囲内で寝具、生活必需品を現物で提供します。

●提供物資 マットレス、毛布、バスタオル、救急セット、学用品、布団、生活用品ほか

●申請・問い合わせ先 社会福祉課

☎0824・73・1210

☎0824・82・2202

### ●広島県災害見舞金

住家が全壊、半壊の被害を受けた方に、広島県知事から見舞金があります。全壊30万円 半壊10万円

### ●庄原市災害見舞金

住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方に、庄原市長から見舞金を贈ります。全壊20万円 半壊10万円 床上浸水5万円

### ●学用品の支給

住家が災害により被害を受け、学用品を喪失、損傷された児童・生徒には、教科書、文房具、通学用品を現物で支給します。

●問い合わせ先 教育指導課

☎0824・73・1184

### ●融資制度

#### ●災害援護資金の貸付

災害からの生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。(所得制限があります)

●限度額 150万円〜350万円

●利率 年3%

●申請・問い合わせ先 社会福祉課

#### ●生活福祉資金の貸付

被災により臨時に必要な経費の低利貸付制度です。被災世帯のうち、高齢者世帯、障害者世帯または低所得世帯が対象です。

### ●貸付金の種別

福祉費/150万円以内

緊急小口資金/10万円以内

●申請・問い合わせ先 庄原市社会福祉協議会

☎0824・72・7120

同・西城地域センター

☎0824・82・2953

### ●庄原市奨学金の貸付

被災により、高校・大学などでの修学が困難になった者に、学校・通学の状況に応じて奨学金を貸し付けます。

●貸付月額 1万8000円〜4万8000円

●申請期間 災害発生から6カ月以内

●申請・問い合わせ先 教育総務課

☎0824・73・1182

### ●農林漁業セーフティネット資金

被災により、資金繰りに困っている個人・法人に、経営の維持安定に必要な長期運転資金などを融資します。

●融資限度額 一般 300万円

特認 年間経営費などの3/12以内

(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

### ●問い合わせ先

農業/日本政策金融公庫広島支店

☎0824・249・9152

林業/日本政策金融公庫岡山支店

☎086・232・3612

### 支援制度

#### 被災者生活再建支援金の支給

住家が全壊、大規模半壊の被害を受

#### り災証明書の発行

り災証明は、被害の程度を判定し、証明するもので、保険の請求や各種の救済措置の手続きに必要となります。市が住家の状況を調査しますので、発行まで数日の期間が必要です。

#### ●申請・問い合わせ先

市役所本庁1階ロビー・被災相談窓口

☎0824・73・1192

☎0824・82・2124

### 支援制度

#### 被災者生活再建支援金の支給

住家が全壊、大規模半壊の被害を受

減免制度

住宅の確保

住家が被災し、自宅での生活が困難な方に市営住宅などをあつせんします。

入居費用

市営住宅／家賃3カ月無料  
県保有住宅／家賃3カ月無料

申請・問い合わせ先

都市整備課  
☎0824・73・1172  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

税金などの減免

被災により市税などの納付が困難な場合は、損害状況に応じて減免などを行います。

対象の市税など

市民税 固定資産税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申請・問い合わせ先

税務課  
☎0824・73・1144  
西城支所市民生活室  
☎0824・82・2124

介護保険サービス利用料

被災により利用料の支払いが困難な場合は、損害状況に応じて減免を行います。

申請・問い合わせ先

高齢者福祉課  
☎0824・73・1167  
西城支所保健福祉室  
☎0824・82・2202

国民年金保険料の免除について

災害により、住宅、家財などの財産に大きな損害を受けた場合、免除の対象となる場合があります。

申請・問い合わせ先

保健医療課  
☎0824・73・1158

諸証明手数料の免除(検討中)

被災者から、公営住宅へ入居する際の手続きに必要な証明書などの申請があった場合、手数料を免除します。

対象期間

平成23年1月15日まで(6カ月間)

対象の証明書など

住民票・印鑑証明・税証明ほか

申請・問い合わせ先

市民生活課  
☎0824・73・1157  
西城支所市民生活室  
☎0824・82・2124

庄原市奨学金の返還猶予

被災により、奨学金の返済が困難な場合、返還を猶予することができます。

申請期間

災害発生から6カ月以内  
猶予期間 申請から1年以内

申請・問い合わせ先

教育総務課  
☎0824・73・1182

保育料

被災により、保育料の納付が困難な場合は、損害の状況に応じて保育料の減免を行います。

申請・問い合わせ先

女性児童課  
☎0824・73・1192  
西城支所保健福祉室  
☎0824・82・2202

放課後児童クラブ利用料

被災により、利用料の納付が困難な場合は、損害の状況に応じて利用料の減免を行います。

申請・問い合わせ先

女性児童課  
☎0824・73・0051  
西城支所保健福祉室  
☎0824・82・2202

助成制度

準要保護就学援助制度

被災に伴う経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費、給食費など一定の援助を行います。

申請・問い合わせ先

教育指導課

☎0824・73・1184  
または在籍する市内小・中学校

合併浄化槽の復旧

被災した個人管理の合併浄化槽の復旧費用を全額負担します。

申請・問い合わせ先

下水道課  
☎0824・73・1175

その他

相談支援

被災相談窓口の設置  
本庁1階市民ホールに設置。生活再建支援の相談に応じています。

こころのケア相談

被災された児童・生徒、高齢者、保護者や家族の不安や悩み、スクールカウンセラーや保健師などが相談に応じます。

申請・問い合わせ先

高齢者福祉課  
☎0824・73・1165  
保健医療課  
☎0824・73・1255  
教育指導課  
☎0824・73・1184

または在籍する市内小・中学校

預貯金の取り扱い

被災により、預貯金通帳や印鑑をなくした場合は、特別な取り扱いによる通帳の再交付や払い戻しが可能です。

対象の金融機関

市内すべての店舗

対応内容

通帳の再交付・預貯金などの払い出し・汚れた紙幣の交換ほか  
相談・問い合わせ先  
市内の各金融機関

国民健康保険証などの再交付

被災で保険証などをなくされた場合は、すみやかに再交付を行います。なお、市内の医療機関では、当面、保険証がなくても受診できます。(社会保険に加入されている方は、勤務先に相談してください)

対象の証書など

国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・重度心身障害者医療受給者証・乳幼児医療受給者証・ひとり親家庭等医療受給者証

申請・問い合わせ先

保健医療課  
☎0824・73・1158  
西城支所市民生活室  
☎0824・82・2124

家屋の消毒

床上、床下浸水した家屋の消毒が必要な場合、消毒を行います。

申請・問い合わせ先

保健医療課

☎0824・73・1158  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

し尿汲み取り

被災した便所の汲み取りを無料で行います。(汲み取りは直接事業者へ申し込み)

問い合わせ先

環境衛生課  
☎0824・72・1398  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

応急給水

飲料水が不足する被災世帯や地域には、給水車で給水します。

申請・問い合わせ先

水道課  
☎0824・73・1197  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

応急修理

経済的な理由などにより、一定期間内に自力での修理が困難なときは、生活可能な最低限の応急修理を行います。

修理の規模

居室、炊事場、便所、風呂などの部分的な応急修理

申請・問い合わせ先

都市整備課

申請・問い合わせ先

教育総務課  
☎0824・73・1182

障害物の除去

経済的な理由などで、一定期間内に自力での除去が困難なときは、必要最低限の除去を行います。

申請・問い合わせ先

建設課  
☎0824・73・1150  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

ごみの処分

災害により発生した廃棄物は、集積された場所に収集に行きます。また、直接搬入もできます。

搬入先

庄原地区／県営工業団地(株)加島建設管理地  
西城地区／大屋農村広場

申請・問い合わせ先

環境衛生課  
☎0824・72・1398  
西城支所環境建設室  
☎0824・82・2182

ボランティアの協力

住宅の片付けなどに協力いただけるボランティアを紹介いたします。

申請・問い合わせ先

庄原市社会福祉協議会

災害義援金の受付

災害義援金を受け入れています。

期間

8月31日まで

窓口受付

本庁舎1階ホール 8時～19時  
各支所市民生活室 8時30分～17時30分(平日)

口座振込

◎金融機関および口座番号  
庄原農業協同組合本店  
普通0042766

広島みどり信用金庫本店

普通0363385

広島銀行庄原支店

普通3077208

ゆうちょ銀行

01290780013

◎口座名義

庄原市災害対策本部

問い合わせ先

高齢者福祉課  
☎0824・73・1165

7月16日に庄原市を  
襲ったゲリラ豪雨  
かつてない猛烈な雨が  
甚大な被害を  
もたらしました



川西町上川西地区



西城町大戸地区



川北町重行地区